

としま

令和4年 7/21 No.1981

新型コロナウイルスワクチン「予約なし接種」を拡充します ※7月12日時点の情報です。

対象者

接種券をお持ちで、下表のワクチンごとの要件を満たす方。

種類	住所地	年齢・接種間隔		
		1・2回目	3回目	4回目
ファイザー(1~4回目)	豊島区在住の方	12歳以上の方 ※3回目は2回目接種から5か月以上経過した方		・60歳以上の方 ・18歳以上で基礎疾患のある方 そのほか重症化リスクが高いと医師が認めた方 ※3回目接種から5か月以上経過した方
モデルナ(3~4回目)	どなたでも可	—	18歳以上の方 ※2回目接種から5か月以上経過した方	そのほか重症化リスクが高いと医師が認めた方 ※3回目接種から5か月以上経過した方
ノババックス(1~3回目)		18歳以上の方 ※3回目は2回目接種から6か月以上経過した方	—	

実施接種会場

豊島区役所本庁舎 1階としまセンタースクエア(毎日夜間まで実施)、池袋保健所の夜間接種
※実施曜日などの詳細は、区ホームページ参照かワクチンコールセンターへお問い合わせください。
※当日の受付状況によって接種できない場合があります。

受付時間

午後1時30分~2時30分、午後3時30分~4時30分、午後6時30分~8時
※池袋保健所は午後6時30分~8時のみ(祝日を除く毎週金曜日)。

当日必ずお持ちください

接種券、本人確認書類(健康保険証など)、前回接種日のわかる書類(接種済証など)



区ホームページ

【問い合わせはこちら】

豊島区新型コロナウイルスワクチンコールセンター

☎0120-567-153(午前9時~午後6時)

土・日曜日、祝日も開設しています。

東京都発熱相談センター ☎5320-4592(24時間対応)

発熱などの症状が生じた方で、かかりつけ医がない場合
や相談先に迷う場合は当センターに相談してください。

熱中症を予防しましょう

熱中症は、気温などの環境条件だけでなく、体調や暑さに対する慣れなどが影響して昼夜問わず起こります。気温が高い日をはじめ、湿度が高い日・風が弱い日や、体が暑さに慣れていない場合は注意しましょう。

■予防のポイント

◇暑さを避ける

- 無理な節電はせずエアコンを活用して温度調節をしましょう。就寝中も室温は、28度以下を保ちましょう。
- 炎天下や暑い場所での長時間の作業や運動を避けましょう。

◇水分と塩分の補給

- のどの渇きを感じていなくても水分や塩分をこまめに補給しましょう。
- 栄養や睡眠を十分にとりましょう。

☎健康推進課保健指導グループ☎3987-4174、FAX3987-4178、長崎健康相談所☎3957-1191、FAX3958-2188

無理のない節電にご協力を

照明、エアコン、冷蔵庫、テレビが家庭の電気使用量の約6割を占めています。日常生活や健康に支障のない範囲での無理のない節電をお願いします。

☎環境政策課調整グループ☎3981-1293



家庭でできる省エネ行動



でんき予報(東京電力パワーグリッド)

総合窓口課休日窓口のご案内

◇実施日…年末年始を除いた土・日曜日(祝日が土・日曜日と重なる場合も実施)※臨時閉庁日あり。次の臨時閉庁日…8月20日(土)・21日(日) 事前に広報としまや区ホームページでお知らせします。

◇受付時間…午前9時~午後5時※転入届、転居届、マイナンバーカード(個人番号カード)、住民基本台帳カードに関する手続きなど一部の業務は午後3時まで◇受付窓口…区役所本庁舎3階◇主な取扱い業務…①引越しに伴う手続き(転入届・転出届・転居届)、②戸籍の届出、③印鑑登録、④マイナンバーカードの交付など(毎月第3土曜日とそれに続く日曜日は全国的なシステムメンテナンスのためマイナンバー関連業務の取扱い不可)、⑤住民票の写し(広域交付・第三者請求不可)、印鑑登録証明書の交付、⑥戸籍謄本・抄本、戸籍の附票などの交付(豊島区に本籍のある方のみ、第三者請求不可)、⑦住民税課税・非課税証明書の交付(海外からの転入、転出証明書の再交付、個人番号変更などの業務は取扱い不可)。そのほか、手続き内容によっては取扱いできない場合があります◇必要書類…有効期限内の本人確認書類(マイナンバーカード、顔写真付き住民基本台帳カード、運転免許証、日本国旅券(パスポート)、在留カード、特別永住者証明書など)※詳細は、事前に区ホームページ参照か各担当までお問い合わせください。

☎住民記録グループ☎3981-4782、証明グループ☎3981-4766、戸籍グループ☎3981-4737

新型コロナウイルス感染症の影響による 令和4年度分後期高齢者医療保険料の減免について

一定の損害を受けた方は、申請により保険料を減額もしくは免除します。

- ◇対象…①新型コロナウイルス感染症で世帯の主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯の方、②新型コロナウイルス感染症の影響で、令和4年中の生計維持者の収入減の状況が次の要件すべてを満たす世帯の方/③事業、不動産、山林、給与の各収入のいずれかの減少が見込まれる、④令和3年中の収入と比較して3割以上減額が見込まれる、⑤世帯の主たる生計維持者の令和3年分の合計所得金額が1,000万円以下である、⑥減収が見込まれる収入に係る所得以外の令和3年分の所得の合計額が400万円以下である。

◇必要書類…①死亡診断書または診断書(いずれも新型コロナウイルス感染症による旨の記載があること)、②令和4年において減収となることわかる資料、令和3年の収入・所得がわかる資料。

☎申請書(区ホームページからダウンロード)と必要書類を令和5年3月31日(必着)までに後期高齢者医療グループへ郵送か持参※7月中旬に発送した後期高齢者医療保険料額決定(変更)通知書(本算定)が届いてから手続きしてください。

☎当グループ☎3981-1332、広域連合お問い合わせセンター☎0570-086-519

新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする 国民年金保険料の免除について

令和4年7月~令和5年6月分までの国民年金保険料免除申請の受付を開始しています(申請月から2年1ヶ月前までの申請も引き続き受付中)。

◇対象…新型コロナウイルス感染症の影響で、令和3年1月以降(令和4年6月分までの免除申請は令和2年2月以降)、収入源となる業務の喪失や売り上げの減少などが生じて所得が相当程度まで下がった方。詳細は日本年金機構ホームページ☎https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/0430.html 参照かお問い合わせください。

☎国民年金グループ☎3981-1954、池袋年金事務所☎3988-6011